

鹿屋市立高等学校学則の一部を改正する規則

鹿屋市立高等学校学則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「課程終了」を「課程修了」に、「退学」を「入学、退学」に改める。

第1条中「中学校における教育の基礎の上に心身の発達に応じて」を「、教育基本法（平成18年法律第120号）、学校教育法（昭和22年法律第26号）その他教育に関する法令に則り」に改める。

第6条第1項中「及び国民の祝日に関する法律」を「、土曜日及び国民の祝日に関する法律」に改め、同項第1号中「4月5日」を「4月6日」に改め、同項第5号中「農繁期その他において」を「前各号のほか」に改め、同条第2項及び第3項中「期間を具し」を「期間を付し」に改める。

第10条中「学習の時間」を「探究の時間」に、「教科、科目」を「各教科・科目」に改める。

第11条中「学習の時間」を「探究の時間」に改める。

第12条中「教科、科目」を「各教科・科目」に、「学習の時間」を「探究の時間」に改める。

第6章の章名中「退学」を「入学、退学」に改める。

第17条中「第2学年以上」を「第1学年の途中又は第2学年以上」に、「前各学年の課程を修了した者」を「当該学年に在学する者」に改める。

第19条第2項第1号中「兄弟」を「兄弟」に改め、同条第4項中「生徒又は」を「生徒は保護者に変更のあったとき又は生徒若しくは」に、「保護者連署の上、直ちに」を「速やかにその旨を」に改める。

第20条の前の見出し中「転籍、及び退学」を「留学、転籍及び退学」に改め、同条第1項中「転籍、又は退学しようとする者」を「留学、転籍又は退学しようとする者」に、「その理由を具し」を「その理由を付し」に改める。

第21条第1項中「その理由を具し」を「その理由を付し」に改め、同条第2項中「身体検査票」を「健康診断票」に、「歯牙検査票」を「歯の検査票」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第21条の2 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が外国の高等学校に留学することを許可することができる。

2 校長は、前項の規定により留学することを許可された生徒について、外国の高等学校における履修を高等学校における履修とみなし、36単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

3 校長は、前項の規定により単位の修得を認定された生徒について、第5条第1項に規定する学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

第22条第1項中「その理由を具し」を「その理由及び期間を付し」に改め、同項ただし書中「診断書」を「証明書等その理由を証するに足る書類」に改める。

第23条第1項中「その理由を具し」を「その理由及び期日を付し」に改める。

第26条第2項中「出席停止及び訓戒」を「停学及び訓告」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 退学、停学及び訓告の処分は校長が行う。

第28条中「退学又は出席停止」を「退学又は停学」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。